

第五号議案 公益法人制度改革対応検討委員会からの提案

公益法人認定申請の方向性

これまでの委員会における検討の結果、公益法人認定に関し、技術的な問題点はクリアできる目処があった。については、以下の骨格に基づいて公益法人認定を申請する方針を提案する。

制度設計

会員の選挙による会長の選出、理事会の仕組み、代議員制度はそのままとし、会長=代表理事、会務担当理事=業務執行理事、評議員会=代議員会=社員総会とする（今までの総会と評議員会は統合）。

定例の代議員会は1回（会計年度終了後）とし、そのほかにもう1回開催する。（委任は可能）

理事会は年2回開催する。（委任は不可能、テレビ会議は可）

監事は1名に減員する。（監事は理事会の出席義務を負う）

会計監査人を外部の公認会計士に依頼する。

外国人会員は正会員としない。

支部は、法律上の支部としては設置しない。

代案：支部を法律上の支部とし、経理を本部に一体化する。

会計面

JPR 事業と大会事業（懇親会以外）を公益事業として据える。

基本財産を公益目的保有財産とし、図書・電話加入権・保証金とともに遊休財産から除外する。

植物学振興基金は公益目的保有財産とはしない。これにより、現在の学会賞のシステムはそのまま維持できる。

代案：植物学振興基金を公益目的保有財産とし、学会賞の対象者を学会員に限る条項を削除する。

JPR 刊行安定化基金は公益目的保有財産とはしない。これにより、刊行安定化基金を従来通り、補助金削減、ページ数超過などの突発的事務の際の保険として維持できる。

代案：JPR 刊行安定化基金を特定費用準備資金とし、JPR 刊行のために実際に使用する資金とする。一般会計から次年度の刊行費用を積み立てて JPR 刊行基金とし、これを当該年度に取り崩して JPR 刊行に充当する。例えば、JPR 刊行費用の半分程度を JPR 刊行基金で賄い、残り半分を一般会計（流動財産）で賄うことにして、補助金が得られたらこれを一般会計負担分に充てる。この場合、JPR 刊行基金の取り崩しは収入となるので、収支相償に問題を生じる可能性がある。

公益法人認定申請へ向けてのスケジュール

公益法人認定の申請書は（新新公益法人会計基準に準拠する予定の）2010 年度の決算に基づいて申請書を作成する必要があるため、2010 年内は作成書類のチェックを中心として作業を進める。決算が確定した段階で、具体的な検討に入り、2011 年 3 月中に第一次案を作成する。ここまでを現メンバーの委員会で行なう。評議員への意見聴取ののち、最終的な申請書類を 2011 年 6 月までにまとめ、2011 年 7 月の理事会、2011 年 9 月の評議員会・総会で承認を受けた後、申請書を提出する。

公益法人申請に向けての予算的措置

申請書の作成について、経理面での公認会計士の助言指導を受ける。費用は、植物学会規模の法人において、委員会メンバーと公認会計士の共同作業で行なった場合、最大 100 万円と見積られる。この費用について、最大限の配慮をお願いしたい。費用計上は平成 23 年度予算において行なう。

以上